

令和 7 年度

いじめ防止基本方針

石岡市立柿岡小学校

令和 7 年 4 月 1 日

I いじめ防止対策のための基本方針

はじめに

今、学校教育において、「いじめ問題」が生徒指導上の大きな課題となっている。また、近年の急速な情報技術の発展により、携帯電話等による新たないじめ問題が生じ、いじめはますます潜在・複雑化する様相を見せている。

このような中、学校では全ての教職員がいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、校長のリーダーシップのもと、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

そこで、本校では、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を示し、いじめ問題を学校全体で正しく理解するため、「いじめ防止基本方針」としてここに作成した。

1 いじめ問題に関する基本的な考え

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々、「未然防止」と「早期発見」に取り組むことが重要である。また、いじめが認知された場合には、「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、教職員がもつべきいじめ問題についての基本認識を以下に示す。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 未然防止対策

(1) 児童の実態を把握するために

① 教職員の気づきが基本

児童や学級の様子を知るには、教職員の気づきが大切である。そのためには、児童と同じ目線で考え、共に笑い、共に涙するといった場を共有することが大切である。その中で、児童の言動から、個々のおかれている状況や精神状態を推察することができる感性を高めていくことが求められている。

② 実態把握の方法

児童の個々の状況や学級・学年・学校の実態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが重要である。そのためには、児童及び保護者への意識調査や、学級内の人間関係を把握する調査等を活用することが有効である。

(2) 望ましい集団を育成するために

児童が、自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」の取組が重要である。

児童は、環境に大きな影響を受ける。教職員が児童に愛情をもち、温かい学級経営や教育活動を展開することが、児童に自己肯定感や充実感を与えることになり、いじめを未然防止する上で大きな力となる。

① 児童から信頼される教職員

児童は、教職員の言動をよく見ている。教職員の何気ない言動によって児童を傷つけたり、いじめを助長させたりすることがないように心がけなければならない。教職員は、児童の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められている。

② 教職員の協力体制

温かな学級経営や教育活動を学校全体で進めていくためには、教職員の共通理解を図ることが不可欠である。学級経営や授業、生徒指導について悩みを相談したり、アドバイスし合ったりする職場の雰囲気が大切である。

③ 自己肯定感の高揚

授業をはじめ、学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「認められた」「人の役に立った」という経験が、児童を成長させる。また、教職員の児童への温かい声かけが自己肯定感を高め、児童は大きく変容する。

(3) 命や人権を尊重する心を育てるために

① 人権教育の充実

いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切である。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

② 道徳教育の充実

道徳的判断力の低さ等からおこる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。児童は、心が揺さぶられる教材や資料と出会い、互いの価値観を磨き合う学びの場を設定することで、自分自身の行動や生活を省みる。道徳の授業では、学級の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討して取り扱う必要がある。

(4) 保護者や地域を巻き込んで

保護者会やPTAの各種会議で、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見の交換をする場を設定する。家庭教育の大切さなどを理解してもらうために、保護者会の開催や学校・学年だより等による広報活動も重要である。

3 早期発見

(1) いじめを見抜く教師の目

① 児童の立場に立つ

いじめを見抜くためには、児童一人一人を「人格のある人間」として向き合い、人権を尊重した教育活動を行う必要がある。そのためには、人権感覚を磨き、児童の立場に立って、児童の言葉をきちんと受け止め、児童を守るという姿勢が大切である。

② 共感的に理解する

教師は、児童の言動や表情などから、心の動きや状態を敏感に感じ取れるような感性を高めることが重要である。そのためには、児童の気持ちを受け止め、共感的に理解しようとするカウンセリングマインドを高めることが求められている。

(2) いじめ発見の手立て

① アンケート

学校全体で、いじめ発見のためのアンケートを計画的にとることは、いじめを早期発見するために有効である。アンケートを実施する上での留意点を確認し、全ての教職員の共通理解のもと、実施する。

② チェックリスト

いじめを早期発見するために、児童の授業中や休み時間、給食など学校生活の様々な場面について、観察の視点を決めて全職員で実施する。チェックリストを繰り返し活用することで、教職員の観察力も向上する。

③ 相談体制

定期的な教育相談を行うだけでなく、チャンス相談等を実施することで、いじめを早期発見する教育相談体制を整える。必要があれば、スクールカウンセラーとも連携しながら教育相談を行う。

④ 相談ポスト

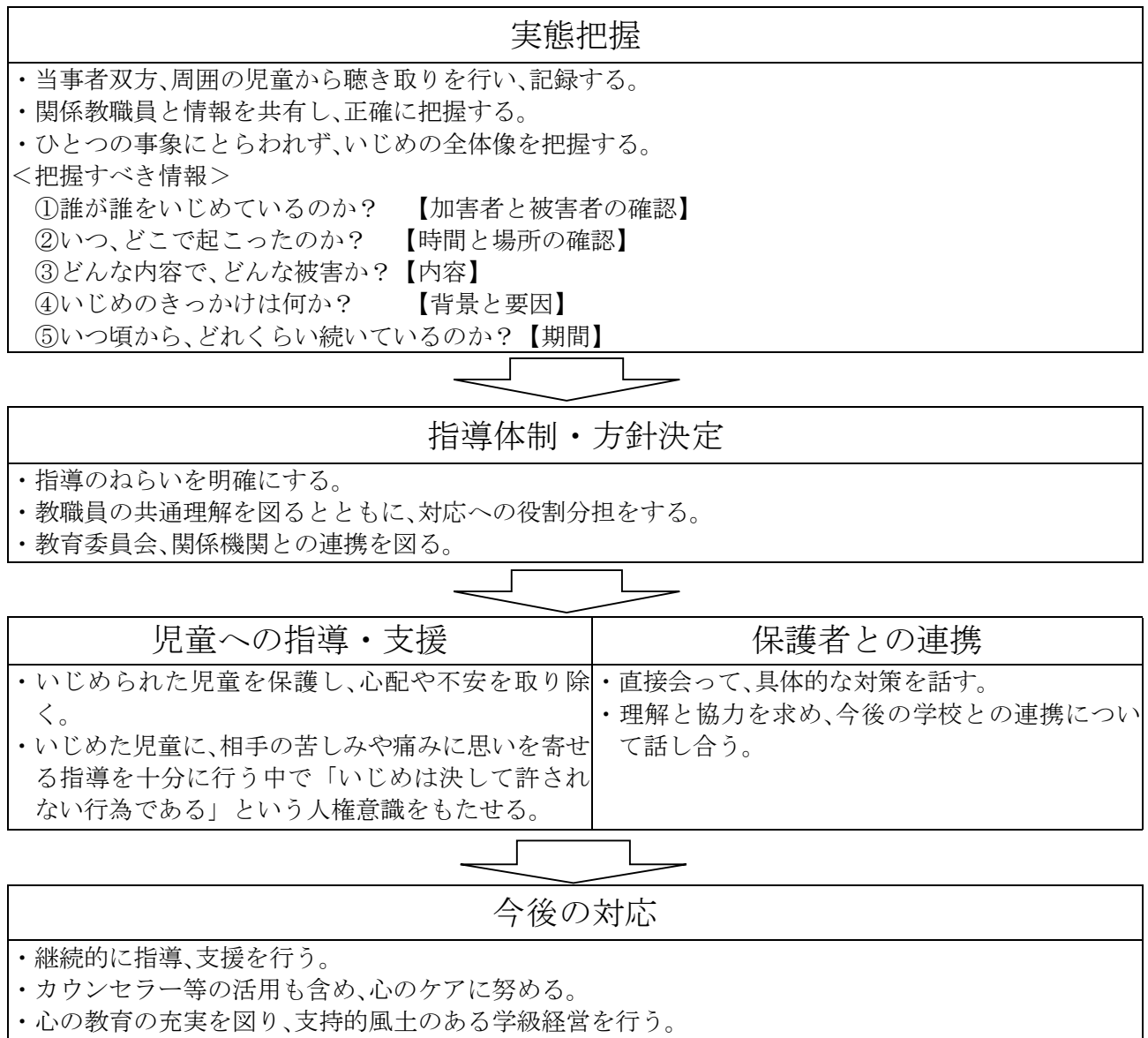
教職員に直接話すことが苦手な児童のために、保健室前に「相談ポスト」を設置していじめの早期発見に務める。また、茨城県が設置している「いじめをなくそう！ネット目安箱」についても周知し、活用を図っていく。

⑤ 相談窓口の設置（タブレットやマチコミメール）

悩みや困っていることをすぐに相談できるよう、相談窓口を設置した。児童に対しては、普段使用しているタブレットに設置し、いつでも相談しやすいような環境をつくるとともに、保護者向けには相談窓口を使用できるよう毎月の保健だよりにQRコードを設置したものを送付している。児童や保護者から相談が寄せられると、職員が連携して対応に当たっている。

4 早期対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめ対応の留意点

① いじめられた側への対応

児童に対して

- 事実確認をするとともに、冷静かつ受容的な姿勢で話を聞く。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を約束する。
- 必ず解決できる希望がもてるようにする。
- 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるように配慮する。

保護者に対して

- その日のうちに家庭訪問等をし、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者の気持ちを共感的に受け止める。
- 家庭との連携を図りながら、解決に向けて全力で取り組むことを伝える。
- 今後の児童の様子に注意し、些細なことでも相談するように伝える。

② いじめた側への対応

児童に対して

- いじめをするようになった原因やいじめでしか自分を表現できなかった気持ちを引き出す。
- 相手にどれほどの苦しみを与えたかについて、いじめられた児童の心の痛みを共感させる。
- いかなる理由があっても、決して許される行為ではないことを理解させる。
- 思いやりの心や規範意識の育成を目指して、人間としてとるべき行動について考えさせるように継続的に指導する。

保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、助言する。

③ 周囲の児童への対応

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年、学校全体で示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

5 重大事態とその対処

(1) 重大事態の調査

重大事態（※）に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

※ いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(自殺の企図・身体の重大な傷害・金品等に重大な被害・精神性の疾患を発症 等)

※ いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
(年間30日を目安・一定期間連続して欠席)

(2) 重大事態発生時の報告と調査

重大事態が発生した旨を市教委に報告するとともに、調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

6 学校外のいじめの対応

(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法によりいじめを行うもの。

名称	◇メール・チェーンメール ◇ブログ・プロフィールサイト ◇学校非公式サイト（学校裏サイト） ◇SNS（ソーシャルネットワーキングサービスの略） ◇動画共有サイト
具体例	◆匿名性により、自分だと分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。 ◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。 ◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。 ◆一度流失した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

(2) 未然防止のために

保護者会等で伝えたいこと

- 児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、危険から守るためのルールづくりをすること、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起きているという認識をもつこと
- ネット上のいじめは、他の様々ないじめ以上に児童たちに深刻な影響を与えることを認識すること
- メールを見たときの表情の変化など、小さな変化に気付いたときには躊躇なく問いかけ、必要に応じて、学校へ相談すること
- 外部講師を招いての「親子携帯教室」から、安全な利用法や潜んでいる危険について講話を受けること

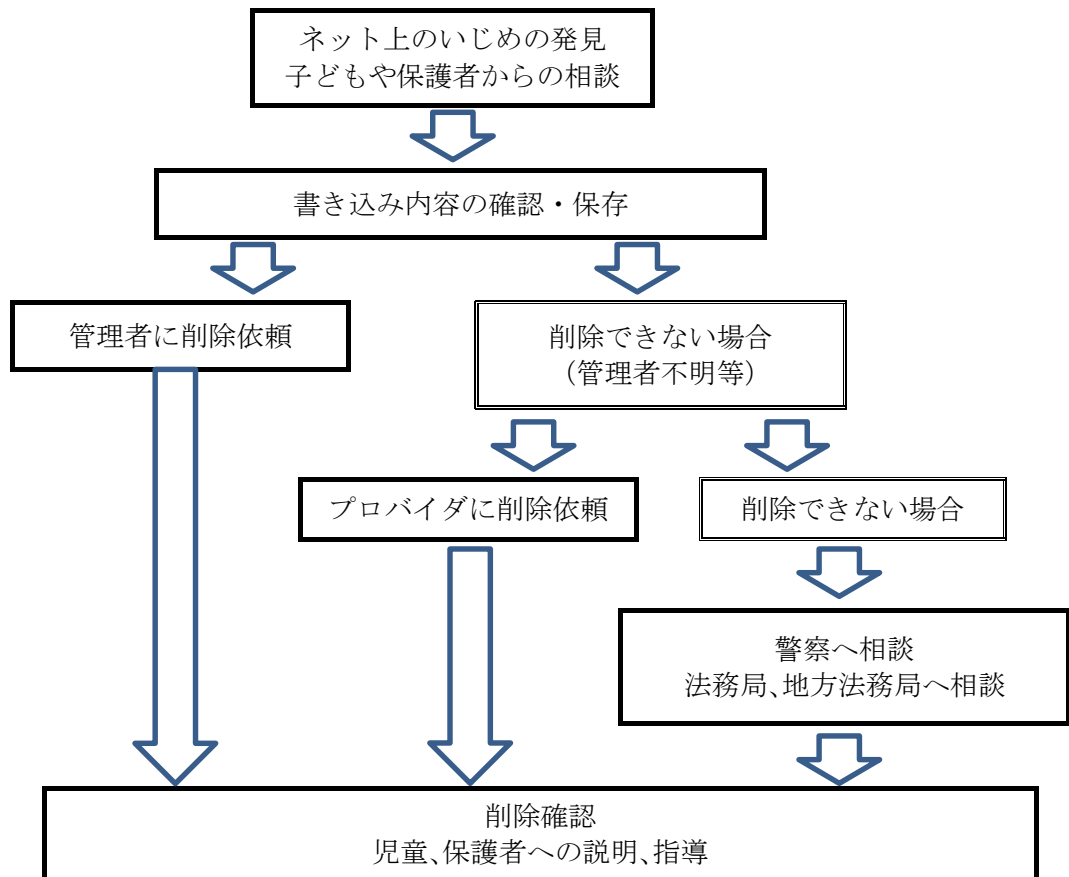
児童への指導のポイント

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、様々な犯罪につながる事
- 一度流出した情報は、簡単に回収できないこと
- 外部講師を招いての「親子携帯教室」から、安全な利用法や危険について学習すること

(3) 早期発見・早期対応のために

家庭や学校において、誹謗中傷など悪質な書き込みの事実が明らかになった場合、事件化を考えるよりも児童の精神的負担を最小限に食い止めることや、書き込み内容がエスカレートすることによる二次的なトラブルを未然防止するため、書き込みの削除を最優先に対応することが必要である。

＜書き込み等の削除の手順＞



① 管理者への連絡

- ・ サイト内で管理者の連絡方法を確認し、それに従って依頼する。
- ・ 「削除用メールアドレス」「入力フォーム」等が掲載されている場合が多いため、示された方法に従って依頼する。

② 管理者が削除に応じない場合

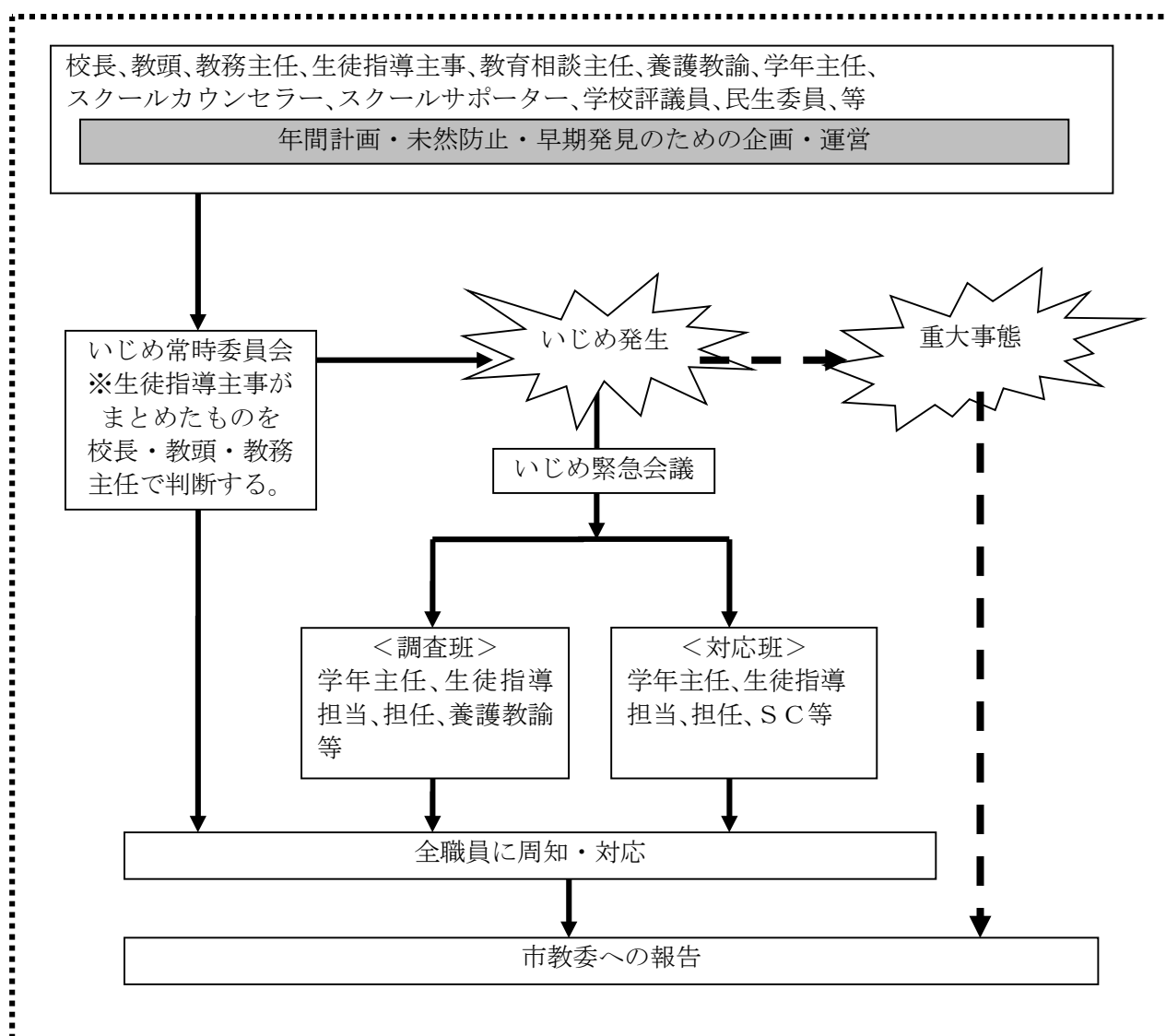
- ・ プロバイダ責任制限法に基づいて、掲示板を運営しているプロバイダに削除を依頼する。
- ・ 管理者が削除の依頼に応じない等のトラブルが生じた場合は、警察に相談する。

Ⅱ いじめ防止対策のための組織・年間計画

1 いじめ対策委員会の設置（性的マイノリティーチーム兼務）

- (1) いじめ対策委員会は、校長が任命した教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、学年主任を中心に、スクールカウンセラー、スクールサポーター、学校評議員、民生委員などを委員として設置する。なお、事案に応じて柔軟に編成する。
- (2) いじめ対策委員会と児童も参加して、いじめ防止対策のための年間計画を作成し、未然防止・早期発見のための企画・運営を行う。
- (3) いじめ常時委員会は、未然防止・早期発見を目指し、定期的に行う。
- (4) いじめ事案の発生時は、緊急会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成して早期対応を図る。
- (5) 重大事態の発生時は、速やかに市教委へ報告するとともに、関係機関と連携して対応する。
- (6) いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底する。

<いじめ対策委員会組織（性的マイノリティーチーム兼務）>



※事案により柔軟に編成する。

2 いじめ防止指導計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整える。また、児童と一緒に年間の指導計画を立て、教職員や児童も合わせ学校全体でいじめ問題に取り組まなければならない。

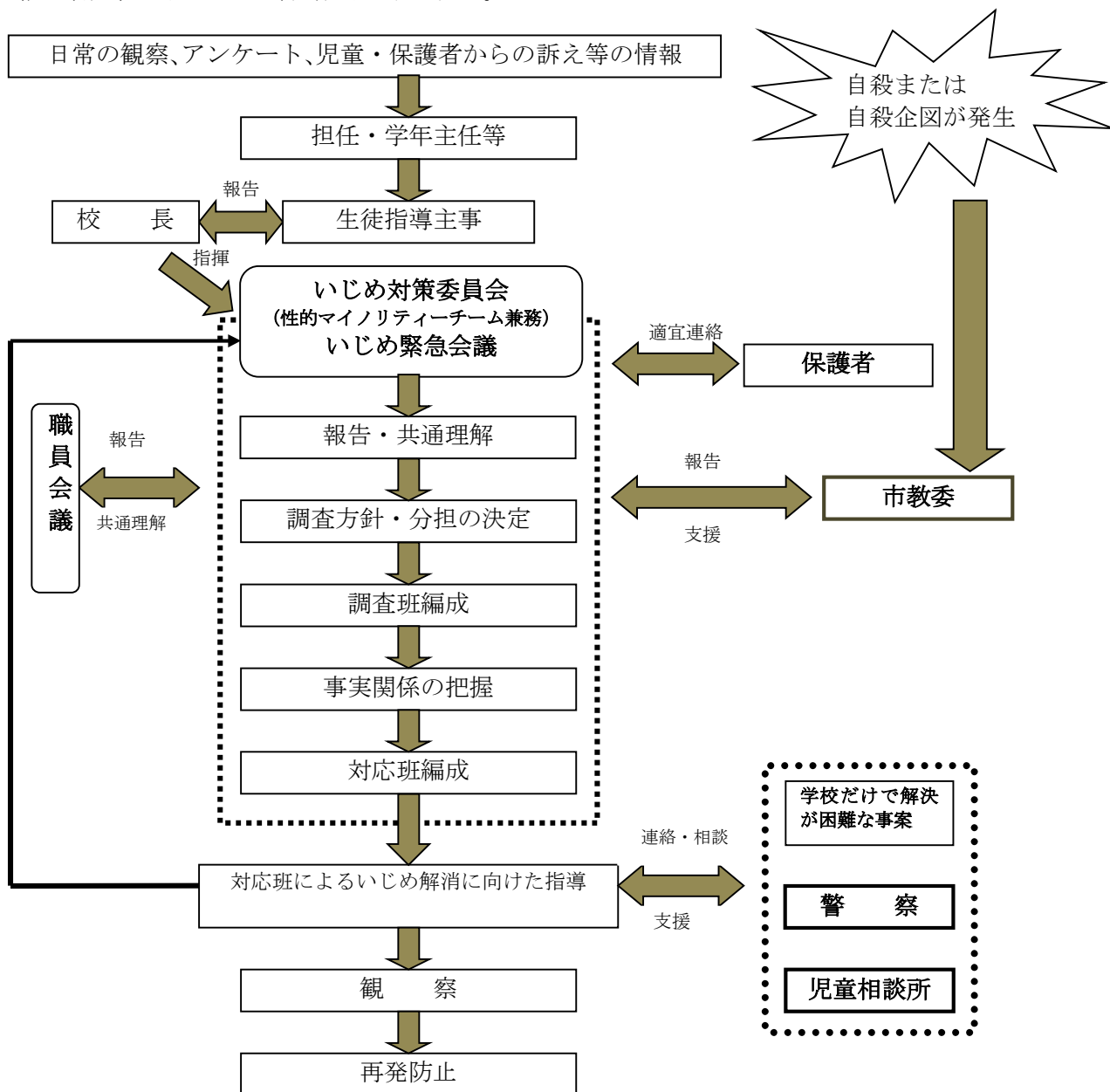
<いじめ防止年間計画>

柿岡小学校

月	通年	学校行事	年間指導計画		
			職員会議等	未然防止	早期発見
4	校内支援委員会	○職員会議 (方針、指導計画、職員への周知) ○PTA総会 ○家庭確認 ○学級懇談会	○いじめ対策委員会 (方針、指導計画)	○いじめ実態把握調査 ○学級づくり 人間関係づくり	○チェックシート
5	職員 (情報共有)	○職員会議 ○あいさつ運動 ○SOS の出し方教育		○C&Sテスト ○児童集会 ○SOS の出し方教育	○児童アンケート
6		○職員会議 ○情報モラル教育		○児童集会 ○携帯安全教室	○教育相談週間
7		○職員会議 ○保護者との個人面談		○児童集会	○保護者アンケート
8	緊急対応チーム発足 (事案発生時)	○職員会議	○いじめ対策校内研修		
9		○あいさつ運動 ○職員会議 ○運動会		○児童集会	○児童アンケート
10		○職員会議 ○生命の安全教育		○児童集会 ○生命の安全教育	○教育相談週間
11		○いじめ防止集会 ○薬物乱用防止教室 ○あいさつ運動 ○職員会議 ○学級懇談会		○いじめ防止集会 ○薬物乱用防止教室 ○学級づくり 人間関係づくり	○チェックシート
12	市教委報告	○職員会議		○C&Sテスト	○保護者アンケート
1		○職員会議 ○新入生保護者会			○児童アンケート
2		○学級懇談会 ○職員会議	○いじめ対策委員会 (次年度の課題把握)		○教育相談週間
3		○職員会議			

3 いじめ発生時の対応フローチャート

いじめを認知した場合は、一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。担任が一人で抱え込み、児童をよりつらい状況に追い込むことを避けるために、校長がいじめ対策委員会による緊急会議を開催し、指導方針を立てて、組織的に取り組む。



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消にあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。

【チェックシート１】いじめの重大事態への対応について

	対応の内容	チェック項目
1	学校の基本的姿勢	☐ 事実を確認し、共通理解をする。 ☐ 重大事態等の定義を理解している。 ☐ 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が適切に行われている。 ☐ 学校いじめ対策の組織が機能している。
2	重大事態を把握する。 ・該当するか否かを判断する。 ・「疑い」が生じた段階で調査を開始する。	☐ 設置者と学校とが情報を共有する。 ☐ 判断の基準を明確にする。 ☐ 被害者児童からの申し立てがあった時は、必ず調査を行う。 ☐ 重大事態とならなかった場合は、判断根拠を教育委員会に報告する。
3	重大事態を報告する。 ・学校は、速やかに設置者を通じて地方公共団体の長へ報告する。 ・教育委員会は県教育委員会へ報告する。	☐ 判断後、直ちに報告する。 ☐ 教育委員会は、教育委員に説明する。 ☐ 報告内容は、下記の内容を例として参照する。 ・ 重大事態と判断した理由 ・ 学校名 ・ 学年 ・ 氏名 ・ 性別 ・ 事案の内容 ・ 学校の指導経過
4	調査組織の設置。 ・設置者は調査主体・組織を判断する。 ・公平と思われる組織が、客観的に事実認定を行う。	☐ 調査主体の決定。 ☐ 利害関係を有しない第三者の参加を募る。 ☐ 学校は調査委員会の調査以前に、速やかに調査の準備を進める。
5	被害者への調査方針の説明 ・「いじめはない」「学校に責任はない」等の断定的な判断をしない。 ・対応の不備については速やかに説明と謝罪を行う。 ・被害者の心情を害する言動を慎む。 ・寄り添い、信頼関係を構築する。	☐ 調査の目的・目標を説明する。 ☐ 調査組織の構成について説明する。 ☐ 調査のスケジュールを示す。 ☐ 調査の定期報告をする。 ☐ 調査事項・対象・方法について説明する。 ☐ 調査方法については、被害者等から要望を聞き、調整する。 ☐ 調査結果の提供について説明する。 ☐ 外部に説明する際は、内容をあらかじめ伝え、了承を得る。 ☐ 加害者に対しても説明をし、意見を聞く。 ☐ 被害者とその家族のケアに努める。
6	調査の実施 ・アンケートの実施について説明する。 ・速やかに実施する。 ・情報提供児童を守る。 ・調査の進捗状況等、被害者児童や保護者に説明する。	☐ 文書管理規則等に基づき適切に保管する。 ☐ 公平性・中立性が確保されている。 ☐ 記録を被害者等に無断で破棄しない。 ☐ 被害者とその家族のケアに努める。
7	調査結果の説明・公表 ・調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長に報告する。 ・事前に示した方針に沿って、被害児童の調査結果を説明する。	☐ 教育委員会会議として取り扱い、総合教育会議においても議題として「取り扱うことを検討する」。 ☐ 報告する際、被害者等は調査結果に係わる所見を添えることができることを伝える。 ☐ 調査結果は公表することが望ましい。 ☐ 公表しない場合でも、再発防止に向け他の児童や保護者に対しても説明することを検討する。

8	個人情報の保護 ・個人情報保護条例・情報公開条例に従い適切に判断する。	☐個別に情報を開示するか否かは、条例等に照らし合わせながら適切に判断する。 ☐個人情報保護を盾に説明を怠らないようにする。
9	調査結果を踏まえた対応 ・被害者の継続的なケアを行う。 ・再発防止策の検討を行う。	☐スクールカウンセラー等の専門家を活用する。 ☐加害者に対していじめの非に気付かせる。 ☐就学校指定変更等、弾力的な対応を検討する。
10	地方公共団体の長等による再調査 ・地方公共団体の長が必要があると認める時は、再調査を行うことができる。 ・当初調査の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。	☐地方公共団体の長は、再調査を行う必要があるか判断する。 ・調査時に知り得なかった事実が判断した。 ・十分な調査が尽くされていない。 ・公平性・中立性について疑義がある。 ☐再調査を行った場合には、その結果を議会に報告しなければならない。

【チェックシート２】自殺又は自殺が疑われる死亡事案についての対応について

場面	対応	備考
事案発生	☐ 事実確認 ☐ 救急等、事故への対応 ☐ 対応組織（役割分担）の確認・招集	☐ 記録開始 ☐ 「緊急対応の手引き」を必ず参照する。
発生報告	☐ 早急に第１報を作成・報告 （いつ、だれが、何をして、どうなった） （現時点で確認した内容のみ報告） （事実と未確認を明確に分ける）	☐ 保護者に報告 （担当 日時 ） ☐ 教育委員会に報告 （担当 日時 ）
役割分担	☐ 教育委員会との連絡 ☐ 遺族との連絡 ☐ 記録担当 ☐ ケア担当 ☐ 報道・問い合わせ窓口 ☐ 学年担当 ☐ 保護者担当	☐ 緊急対策本部の設置 ☐ 必要な人員の要請 ○SC ○教育委員会職員
遺族への 関わり	☐ 事実の伝達（第一報） ☐ 遺族へのコンタクト ☐ 事実の公表有無と範囲についての 意向確認 ○公表の有無 ○友人 ○PTA 役員 ○保護者 ○報道	※遺族の意向を最優先に ※丁寧に、悲しみに寄り添う姿勢 ※公表に係わる意向確認をする タイミングについて十分に留 意する。（担当 ） ☐ 葬儀等引率計画 ☐ 葬儀等のお知らせ
基本調査 （必須） （即日開始）	☐ 遺族との関わり・関係機関との協力 ☐ 指導記録等の確認 ☐ 全教職員からの聞き取り（３日以内） ☐ 関係の深い子どもへの聞き取り （制約を伴う）	☐ 調査主体は学校 ☐ 設置者の指導・支援
情報の整理	☐ 時系列整理 ☐ 種類別整理 ☐ 設置者への報告 ☐ 基本調査の経過及び整理した情報等の遺族 への説明 ☐ 安易に因果関係について言及すべきではな い ☐ 詳細調査についての学校及び設置者の考え を伝え、遺族の意向を確認 ☐ 今後の連絡者、頻度、訪問者についての意向 確認	☐ いじめが背景に疑われる場合 には重大事態の対応となる。 ☐ 断定的な説明はできない ☐ 信頼関係を構築する関わり方
詳細調査への 移行の判断	☐ 設置者が判断する ☐ 少なくとも次の場合には移行 ○学校生活に関係する要素（いじめ、体 罰、学業、友人等）が背景に疑われる ☐ 遺族の要望がある	☐ 第三者機関や外部専門家へ意 見を求める姿勢 ☐ 遺族がこれ以上の調査を望ま ない場合でも、改めて遺族に詳 細調査を提案することも考え られる。

情報について	☐ 警察発表内容の確認 ☐ 公表できる内容の整理 ☐ 問い合わせ窓口、報道対応窓口の明確化 ☐ 記者会見への判断 ☐ 説明内容の貴族への確認	☐ 取材多数ならば記者会見等を検討する。 ☐ 記者会見等への準備 ☐ 想定問答の準備（遺族に確認）
周囲への説明	☐ PTA 役員との協議 ☐ 保護者会開催の判断 ☐ 全校集会開催の判断 ☐ 学校活動（登校、授業、行事）に係わる判断	☐ 想定問答の準備（遺族に確認）
心のケア	☐ スクールカウンセラーの要請 ☐ 配慮が必要なケースのリストアップ ○遺族 ○児童生徒 ○兄弟姉妹（他校種もあり得る） ☐ ケアの目標と計画の設定	☐ 卒業式等の節目や命日等への対応を視野に入れ、長期的なケアを心がける。
遺族への関わり	☐ 遺品等への返却についての相談 ☐ 法要、訪問等の確認	☐ 信頼関係を構築する関わり方
詳細調査	☐ 調査組織の設置 ☐ 計画と実施 ①基本調査の確認 ②学校以外の関係機関への聴き取り ③状況に応じ、子どもに自殺の事実を伝えて行う調査 ○アンケート調査 ○聴き取り調査 ④遺族からの聴き取り など	☐ 組織の構成は、弁護士、心理の専門家等を加えた調査組織となる。

※「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針（改定版）」「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を基に作成

※自殺企図であっても、再発防止の観点から、同様の対応となることに留意